

【韓国】軍司法制度の改革に関する法改正

海外立法情報課 中村 穂佳

* 韓国の軍司法制度に関連して、2021年9月、平時における軍人等による性暴力犯罪等一部の犯罪について、軍事法院ではなく法院が裁判権を持つこととする等の軍司法制度改革に関する「軍事法院法」の改正がなされた。2022年7月に施行される。

1 背景と経緯

韓国では、司法権を持つ機関である法院（日本の裁判所に相当）は、最高法院である大法院（日本の最高裁判所に相当）、高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院及び回生法院の各級法院から成る¹。また、憲法上の規定により、特別法院として軍事法院を置くことができる²とされており³、「軍事法院法」³により規定されている。しかし近年、軍隊内における暴力、人権問題、軍司法制度等に関する議論があり⁴、2021年5月には、軍の同僚から性暴力被害を受けた空軍の女性軍人が自殺する事件が発生した⁵。これまでの軍司法制度に関する議論に関連しては、国会においても関連法の改正案が複数提出されていた⁶。このような状況の中、2021年8月31日に軍事法院法の改正案9件⁷をまとめた改正法案⁸が国会を通過し、同年9月24日、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

¹ 「대한민국헌법(헌법 제 10 호)」第 101 条, 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「법원조직법(법률 제 17907 호)」第 3 条, 同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228819&ancYd=20210126&ancNo=17907&efYd=20220127&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

² 「軍事裁判を管轄するため特別法院として軍事法院を置くことができる。」 「大韓民国憲法(憲法第 10 号)」第 110 条第 1 項; 閔炳老「2 韓国の憲法事情」 『諸外国の憲法事情—3—』 (調査資料 2003-2) 国立国会図書館, 2003.12, pp.57-58. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030204.pdf?contentNo=4>

³ 「군사법원법(법률 제 17367 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218981&ancYd=20200609&ancNo=17367&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> URL は、2021年10月12日現在施行中のもの。

⁴ 백상준「군 사법제도 개선논의 및 향후과제」 『NARS 현안분석』 제 113 호, 2020.1.17. 국회입법조사처ウェブサイト <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=57&cmsCode=CM0043&categoryId=&searchType=&searchKeyword=&brdSeq=26936>>; 백상준「평시 군사법원 제도 폐지 논의 및 입법적 쟁점」 『이슈와 논점』 제 1502 호, 2018.8.31. 同 <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=98&cmsCode=CM0043&categoryId=&searchType=&searchKeyword=&brdSeq=23709>>

⁵ 「공군 성폭력 피해 부사관 사망사건 관련 국방부 최종 수사결과 발표」 2021.10.7. 국방부ウェブサイト <https://www.mnd.go.kr/user/newsInUserRecord.action?siteId=mnd&page=1&newsId=I_669&newsSeq=I_12639&command=view&id=mnd_020500000000&findStartDate=&findEndDate=&findType=title&findWord=&findOrganSeq=>> なお、当該事件に関して、上記2021年10月7日付の国防部ウェブサイト掲載の報道資料で「性暴力」という用語が使用されており、本稿ではこれに合わせた。

⁶ 前掲注(4); 의안정보시스템ウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/main.do>>

⁷ 「[2101436] 군사법원법 일부개정법률안(정부)」; 「[2103973] 군사법원법 일부개정법률안(송기현의원 등 10인)」; 「[2109205] 군사법원법 일부개정법률안(민홍철의원 등 17인)」; 「[2110728] 군사법원법 일부개정법률안(권은희의원 등 10인)」; 「[2110786] 군사법원법 일부개정법률안(이수진의원 등 29인)」; 「[2110879] 군사법원법 일부개정법률안(박주민의원 등 17인)」; 「[2111246] 군사법원법 일부개정법률안(김진표의원 등 12인)」; 「[2111401] 군사법원법 일부개정법률안(김미애의원 등 11인)」; 「[2111542] 군사법원법 일부개정법률안(소병철의원 등 10인)」

⁸ 「[2112215] 군사법원법 일부개정법률안(대안)(법제사법위원장)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2C1P0H8D2V4F1A4W0T2P5Y6N3U8O4>

軍事法院法の改正法が公布された⁹。改正後の法律は、本則全 6 編 669 か条となった。軍事法院は、「軍刑法」第 1 条第 1 項から第 4 項まで¹⁰に規定された者¹¹又は国軍部隊が管理する捕虜が犯した罪についての裁判権を持つ¹²が、この改正では、平時において軍人等が犯した性暴力犯罪等一部の犯罪の裁判について、軍事法院ではなく法院が裁判権を持つこととし¹³、また、軍事法院の設置及び管轄区域（第 6 条）、軍檢察団に関する規定（第 36 条）等の改正が行われた¹⁴。2022 年 7 月 1 日に施行される。

2 改正法の概要

(1) 特定の犯罪の裁判権の移管

法院は、次の各犯罪及びそれらの競合犯関係にある罪に対する裁判権を持つ。①「軍刑法」第 1 条第 1 項から第 3 項までの者¹⁵（以下「軍人等」）が犯した「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第 2 条の規定による性暴力犯罪¹⁶及び同法律第 15 条の 2 による特殊強盗強姦、特殊強姦、親族関係による強姦、障害者及び 13 歳未満の未成年者に対する強姦・強制醜行¹⁷等の予備等の罪、「児童・青少年の性保護に関する法律」第 2 条第 2 号の規定による児童・青少年対象性犯罪¹⁸、②軍人等が死亡し、又は死亡に至った場合の原因となった犯罪、③軍人等がその身分取得前に犯した罪。ただし、戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態時にはこの限りでない（第 2 条第 2 項）。また、国防部（部は日本の省に相当）長官は、これら第 2 条第 2 項に該

⁹ 「군사법원법(법률 제 18465 호)」국가법령정보센터웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235547&ancYd=20210924&ancNo=18465&efYd=20220701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹⁰ 軍刑法に規定された罪を犯した大韓民国軍人（轉換服務中の兵を除く）、軍務員、軍籍を持つ軍の学校の学生・生徒、士官候補生・副士官候補生、兵役法第 57 条による軍籍を持つ在當中の学生、召集され服務している予備役・補充役及び戦時勤労役の軍人、並びに軍刑法第 1 条第 4 項各号に規定された罪のいずれかを犯した内国人・外国人。「군형법(법률 제 18465 호)」第 1 条第 1 項から第 4 項まで、同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235555&ancYd=20210924&ancNo=18465&efYd=20220701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> なお、「轉換服務」とは、現役兵として服務中の者が義務警察隊員又は義務消防員の任務に服務するよう、軍人としての身分を他の身分に轉換することをいう。「병역법(법률 제 18003 호)」第 2 条第 1 項第 7 号、同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231517&ancYd=20210413&ancNo=18003&efYd=20211014&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹¹ ただし、軍刑法第 1 条第 4 項で規定された罪を犯した内国人・外国人のうち、軍事法院法第 2 条第 1 項第 1 号各目のいずれかに該当する内国人・外国人は除く。軍事法院法（法律第 18465 号）第 2 条第 1 項第 1 号

¹² 軍事法院法（法律第 18465 号）第 2 条第 1 項

¹³ なお、軍事法院法で行われる裁判の上告審については、今回の軍事法院法改正以前から大法院の管轄である。大韓民国憲法（憲法第 10 号）第 110 条第 2 項；軍事法院法（法律第 17367 号）第 9 条、前掲注(3)

¹⁴ 「군사법원법(법률 제 18465 호) 제정·개정이유」국가법령정보센터웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235547&lsId=&efYd=20220701&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfnfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>；「군 사법제도, 이렇게 달라집니다」2021.8.31. 국방부웹사이트 <https://www.mnd.go.kr/user/newsInUserRecord.action?siteId=mnd&page=1&newsId=I_669&newsSeq=I_12592&command=view&id=mnd_020500000000&findStartDate=&findEndDate=&findType=title&findWord=&findOrganSeq=>>

¹⁵ 大韓民国軍人（轉換服務中の兵を除く）、軍務員、軍籍を持つ軍の学校の学生・生徒、士官候補生・副士官候補生、軍籍を持つ在當中の学生、召集され服務している予備役・補充役及び戦時勤労役の軍人。軍刑法（法律第 18465 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項

¹⁶ 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법(법률 제 18465 호)」第 2 条、국가법령정보센터웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235559&ancYd=20210924&ancNo=18465&efYd=20220701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹⁷ 「強制醜行罪は、日本の強制わいせつ罪と類似の犯罪である。」金ジャンディ「韓国性犯罪規定の概説及び日本との比較」『阪大法学』68(1), 2018.5, p.226. (文末注(3))

¹⁸ 「아동·청소년의 성보호에 관한 법률(법률 제 17893 호)」第 2 条第 2 号、국가법령정보센터웹사이트 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228569&ancYd=20210112&ancNo=17893&efYd=20220113&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

当する罪の場合でも、国家安全保障、軍事機密保護その他これに準ずる事情がある場合には、当該事件を軍事法院が管轄するよう決定することができる。ただし、当該事件が法院に起訴された以降はこの限りでない（同条第4項）。検察総長及び告訴権者は、この国防部長官の決定に対し、7日以内に大法院にその取消しを求める申請を行うことができる（同条第5項）。

(2) 軍事法院運営委員会及び軍事法院の設置、管轄

国防部に軍事法院運営委員会を置く（第4条の2）。従来の高等軍事法院、普通軍事法院の種類規定を削除し（第5条削除）、中央地域軍事法院、第1地域軍事法院、第2地域軍事法院、第3地域軍事法院及び第4地域軍事法院に区分し、軍事法院は国防部の所属とする（第6条）。中央地域軍事法院はソウル特別市に、第1地域軍事法院は忠清（チュンチョン）南道に、第2地域軍事法院は京畿（キョンギ）道に、第3地域軍事法院は江原（カンウォン）道に、第4地域軍事法院は大邱（テグ）広域市に置く¹⁹（別表1）。

軍事法院に軍事法院長を置く（第7条）。軍事法院に部を置き、部に部長軍判事を置く。部長軍判事は、その部の裁判で裁判長となり、軍事法院長の指揮に従いその部の事務を監督する（第8条）。大法院は、高等法院（本法第11条の規定により軍事法院が裁判権を持つ事件を審判する高等法院に限定する。以下同様。）の判決の上告事件及び決定・命令に対する再抗告事件について審判する（第9条）。高等法院は、軍事法院の裁判に対する控訴事件、抗告事件等を審判し、この高等法院は、ソウル高等法院²⁰に置く（第10条）。軍事法院は、本法律第2条²¹又は第3条²²により軍事法院が裁判権を持つ事件及びほかの法律によって軍事法院の権限に属する事件を第1審で審判する（第11条）。

(3) 軍判事に関する規定等

軍事法院では、軍判事3名を裁判官とし、略式手続においては軍判事1名を裁判官とする（第22条）。国防部に軍判事人事委員会を置く（第22条の2）。軍判事は、軍判事人事委員会の審議を経て軍事法院運営委員会の同意を得て、国防部長官が任命し、軍判事は国防部に所属する

¹⁹ それぞれ、管轄区域は以下のとおり。中央地域軍事法院：ソウル特別市及び海外派兵地域、第1地域軍事法院：大田（テジョン）広域市・光州（クァンジュ）広域市・世宗（セジョン）特別自治市・忠清北道・忠清南道・全羅（チョルラ）北道・全羅南道・済州（チェジュ）特別自治道、第2地域軍事法院：仁川（インチョン）広域市及び京畿道、第3地域軍事法院：江原道、第4地域軍事法院：大邱広域市・釜山（プサン）広域市・蔚山（ウルサン）広域市・慶尚（キョンサン）北道・慶尚南道。軍事法院法（法律第18465号）別表2「軍事法院の管轄区域（第6条第2項関連）」

²⁰ 高等法院は、それぞれソウル高等法院、大田高等法院、大邱高等法院、釜山高等法院、光州高等法院、水原（スウォン）高等法院がある。「각급 법원 의 설치와 관할구역에 관한 법률 (법률 제 17124 호)」別表1, 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=216003&ancYd=20200324&ancNo=17124&efYd=20250301&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

²¹ 第2条（身分的裁判権）第1項では、軍事法院が裁判権を持つ犯罪について規定する。

²² 「①軍事法院は、「戒厳法」による裁判権を持つ。②軍事法院は、「軍事機密保護法」第13条の罪及びその未遂犯に対して裁判権を持つ。」軍事法院法第3条。「軍事機密保護法」第13条は、業務上軍事機密漏洩について規定する。「군사기밀 보호법 (법률 제 13503 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=174512&ancYd=20150901&ancNo=13503&efYd=20150901&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(第 23 条)。軍事法院長は、軍法務官²³であって、15 年以上服務した領官級²⁴以上の将校のうちから任命し、軍判事は、軍法務官として 10 年以上服務した領官級以上の将校のうちから任命する(第 24 条)。軍事法院長の任期は 2 年、軍事法院長でない軍判事の任期は 5 年とし、それぞれ再任することができる(第 26 条)。

(4) 軍檢察団、軍檢事等

国防部長官及び各軍參謀總長の下にそれぞれ檢察団を設置し、国防部檢察団及び各軍檢察団にそれぞれ高等檢察部及び普通檢察部を設置する(第 36 条)。軍檢事²⁵は、犯罪捜査、公訴提起及びその維持(控訴審を含む。)に必要な行為、軍事法院及び高等法院に対する法令の正当な適用請求、軍事法院及び高等法院裁判執行の指揮・監督、他の法令によってその権限に属する事項の職務及び権限を持つ(第 37 条)。国防部長官は、一般的に軍檢事を指揮・監督するが、具体的事件に関しては各軍參謀總長及び国防部檢察団長のみを指揮・監督する(第 38 条)。また、各軍參謀總長は、一般的に所属軍檢事を指揮・監督するが、具体的事件に関しては、所属檢察団長のみを指揮・監督する(第 39 条)。

(5) 第一審の捜査

軍檢事及び軍司法警察官²⁶は、犯罪捜査の過程で裁判権が軍事法院にない犯罪を認知した場合、その事件を大檢察庁(日本の最高檢察庁に相当)、高位公職者犯罪捜査処²⁷又は警察庁に移牒(いちょう)しなければならない(第 228 条第 3 項)。軍檢事及び軍司法警察官は、具体的事件の犯罪捜査及び公訴維持のため、相互に誠実に協力しなければならない(第 228 条の 2)。軍檢事が、拘束令状請求時に当該軍檢察部が設置されている部隊の長の承認を受けなければならないとした規定は削除された(第 238 条第 3 項削除)。

(6) 戦時等における特例規定

このほか、戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態時における戦時軍事法院を高等軍事法院及び普通軍事法院の 2 種類とする(第 534 条の 2)等、戦時等における関連規定が新設された(第 534 条の 2～第 534 条の 18、第 535 条の 2)。

²³ 陸軍・海軍・空軍の法務科将校。「군법무관 임용 등에 관한 법률 (법률 제 11165 호)」第 2 条, 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=121956&ancYd=20120117&ancNo=11165&efYd=20120117&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

²⁴ 「軍人事法」第 3 条により階級が定められている。将校の階級は、将星(元帥、大将、中将、少将、准将)、領官(大領、中領、少領)、尉官(大尉、中尉、少尉)と規定される。「군인사법 (법률 제 18000 호)」第 3 条, 同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231379&ancYd=20210413&ancNo=18000&efYd=20211014&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

²⁵ 各軍參謀總長が所属の軍法務官のうちから任命する。国防部檢察団の軍檢事は国防部長官が所属軍法務官のうちから任命する。軍事法院法(法律第 18465 号)第 41 条

²⁶ 軍事法院法(法律第 18465 号)第 43 条の規定に該当する者で、犯罪捜査を行う。

²⁷ 「高位公職者犯罪捜査処設置及び運営に関する法律」により置かれた機関。「고위공직자범죄수사처 설치 및 운영에 관한 법률 (법률 제 17646 호)」第 3 条, 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224237&ancYd=20201215&ancNo=17646&efYd=20210101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>